

四日市市告示第 41 号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により、電子計算機に記録した公印の縮小した印影を出力して使用するので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年 1月30日

四日市市長 田中俊行

- 1 名称 三重県四日市市長印
- 2 寸法 方10ミリメートル
- 3 印影



- 4 使用区分 (1) 納入通知書「領収証書」（平成27年度分）
(2) 戻入通知書(納入済通知書)「領収証書」（平成27年度分）

(会計管理室)